

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

県の洪水浸水想定区域図によると、一宮川流域の24時間総雨量640.2mmの降雨で一宮川が氾濫した場合、当会が立地する商店街地域において0.5m未満、または0.5～3mの浸水被害が予想されており、隣接する関東台地域などでは3～5の浸水被害が予想されており、一宮川沿い地域の浸水リスクは大きいものとなっている。

(2) 土砂災害

当町のハザードマップによると、土砂災害警戒区域に一宮地域の36箇所、綱田地域の9箇所、東浪見地域の2箇所が指定されているが、市街地地域ではないことから、小売業者等が集積している商店街等への影響はほとんどないと予想されている。

(3) 地震

当町地域防災計画の被害想定によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にあるとしている。また、千葉県において、近い将来大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの地震として東京湾北部地震や千葉県東方沖地震などが想定されており、これらの地震が発生した場合、当町では最大で震度6弱の揺れが発生し、建物倒壊等の被害が発生することが想定されている。

(4) 津波

当町地域防災計画の被害想定によると、東京湾北部地震や千葉県東方沖地震などでは津波が顕著に発生しないと想定されているが、元禄地震（新元禄地震）の波源モデルによるシミュレーションでは当町における最大津波高は7.6mと想定されている。

(5) その他

令和元年9月9日の台風第15号と令和元年10月25日の台風第21号の暴風と豪雨により、町内全域において家屋等の被害が288件に達するなど、大きな被害が発生した。

2 商工業者の状況（令和2年4月1日現在）

① 商工業者数 367事業所（平成28年度経済センサス基礎調査より）

② 小規模事業者数 356事業所（ ” ” ）

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	55	54	町内に広く分散
製造業	22	19	点在
卸売業	15	14	点在
小売業	103	100	町内に広く分散
飲食業	58	56	町内に広く分散
宿泊業	5	5	町内に広く分散
サービス業	106	105	町内に広く分散
その他	3	3	点在
合 計	367	356	

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

① 一宮町地域防災計画の策定

当町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、「一宮町地域防災計画（第1編(総則)、第2編(地震・津波編)、第3編(風水害等編)及び第4編(大規模事故編で構成)」を策定している。

② 防災訓練の実施

当町では、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や個別訓練（自主防災組織訓練等）を毎年度実施している。

③ 防災備品の備蓄

当町では、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、食料・生活必需品等の備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備に努めている。併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材、物資等の計画的な整備に努めている。

④ 防災備蓄施設の整備

災害時における災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設の整備に努めている。

(2) 当会の取組

- ① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県・町などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び町が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- 1 当町の防災計画では、総則において「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の公共的団体の中で商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は関連企業等の被害調査等の協力と商工業者の災害対策及び災害復旧についての記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当町と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当町と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令3年4月1日～令和8年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当町担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当町と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当町主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を本計画期間中（令和3年度から令和7年度）に購入する。

(7) その他

重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 当会事務局責任者は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当町と当会で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
東部地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
西部地区	理事	2人	〃
南部地区	理事	2人	〃
北部地区	理事	2人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当町と当会で共有する。

(一宮町と一宮町商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ④ 一宮町と一宮町商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

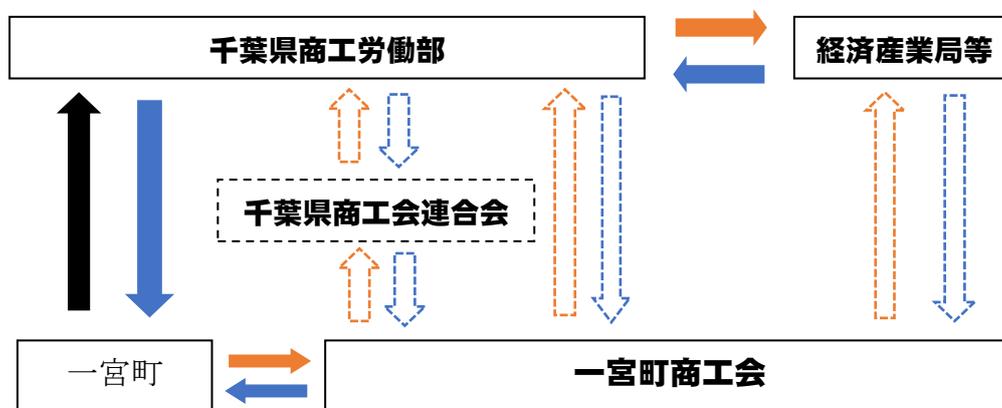
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当町及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

(3) 当町と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当町と当会が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

(1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。

(2) 当会の発電機等機材を貸出する。

(3) ブルーシート等を配布する。

(4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について町と相談し、安全性が確認された

場所において相談窓口を設置する。

- (5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (6) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (7) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、町の施策)を地区内小規模事業者等へ周知する。
- (8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、町の施策)の説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が小規模事業者持続化補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

- (1) 事前の対策
 - ① Web会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
 - ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
- (2) 流行時の対策
 - ① 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
 - ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
 - ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
 - ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

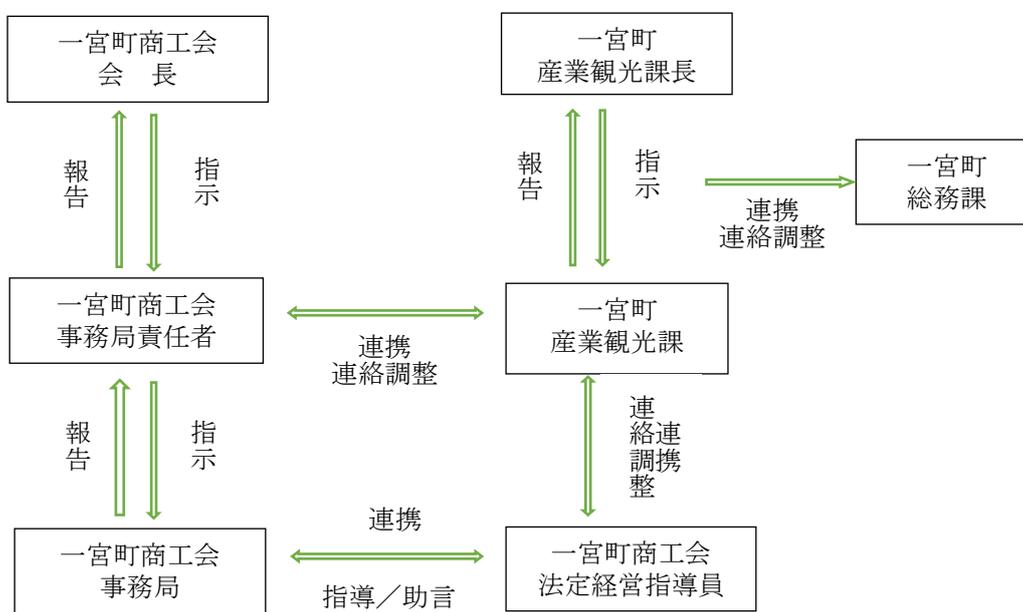
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 4 月現在)

I 実施体制



II 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- 1 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 川島 勉 (連絡先は下記 III-1)
- 2 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)
 - (1) 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - (2) 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

III 商工会/関係市町村連絡先

- 1 一宮町商工会
〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮3002-1
Tel 0475-42-3089 Fax 0475-42-5629
E-mail : info@1miya-chiba.com
- 2 一宮町役場 産業観光課
〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457
Tel 0475-42-1427 Fax 0475-40-1075
E-mail : shokan@town.ichinomiya.chiba.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
BCP策定個別 相談会開催費 通信費他	50	50	50	50	50
防災備品 購入費	150	150	150	150	150

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、町補助金等